

(地 62F)
平成15年5月27日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第17報、18報)等の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関しましては、平成15年3月13日付(地 238F)等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。

今般、別添のとおり、「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について(SARS対策第17報)及び「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について(SARS対策第18報)の通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛になされました。

第17報では、SARSへのり患を予防するため、台湾への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するよう勧めるとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答するよう求めるものであります。

また、第18報では、香港及び中国広東省について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するよう勧める地域から、渡航・滞在に当たっては、常に関連情報の入手に努め、安全対策に十分注意を払うよう促す地域とし、当該地域に渡航する場合には、念のため引き続き手洗い、うがい等一般的な感染予防の措置を取るよう保健所等への相談に対しても、その旨回答するよう求めるものであります。

さらに、重症急性呼吸器症候群(SARS)に関する検疫所の対応についての通知が各検疫所長宛になされました。

つきましては、参考までに本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健感発第0521001号
平成15年5月21日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第17報)

台湾への渡航情報については、平成15年5月7日付け健感発第0507003号により、渡航の是非を検討するよう助言しているが、本日、WHOは、台湾への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表した。については、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めする地域とするので、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いする。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添える。

健感発第0523001号
平成15年5月23日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
(SARS対策第18報)

香港及び中国広東省への渡航情報については、平成15年4月3日付け健感発第0403001号により、当該地域への不要不急の旅行を延期するようお勧めしていただくとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いしていましたが、本日、WHOは、香港及び中国広東省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう求めていた勧告の解除を発表しました。

つきましては、香港及び中国広東省について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めする地域から、渡航・滞在に当たっては、常に関連情報の入手に努め、安全対策に十分注意を払うよう促す地域といたしますので、当該地域に渡航する場合には念のため引き続き、手洗い、うがい等一般的な感染予防の措置を取るよう、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

健感発第0526001号
平成15年5月26日

各 検 疫 所 長 殿

結核感染症課長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成15年4月3日付健感発第0403002号通知等により対応しているところではありますが、今般、カナダ（トロント）において、SARSの疑われる患者の発生が報告されたことから、当分の間、念のためカナダから来航する航空機については、機内での質問票の配布及び検疫ブース等での質問票の回収、健康カードの配布を行うこととしたので対応をお願いします。

なお、当該地域からの乗り継ぎによる乗客に対しても、航空機内及び検疫ブース内でのアナウンス等により同様の措置を実施するよう併せてお願いします。